

名古屋市教育委員会定例会

令和 6 年 6 月 3 日
午後 3 時 00 分
教育委員会室

議 事

- 日程 1 訴訟上の和解について
- 日程 2 令和 6 年度一般会計補正予算について
- 日程 3 名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について（第 5 号議案）
- 協議題
- 日程 4 名古屋市総合計画2028（案）について（協議題第 4 号）
- 日程 5 中学校スクールランチ調理業務等の入札参加業者に対する公正取引委員会の排除措置命令等について（協議題第 5 号）

出席者

坪 田 知 広 教育長
鎌 田 敏 行 委 員
中 谷 素 之 委 員
栗 生 万 琴 委 員（途中退席）
山 本 久 美 委 員
水 野 孝 一 委 員
総務部長始め、事務局員13名 ※傍聴者 1 名

（坪田教育長）

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

本日は議案が 3 件、協議題が 2 件です。

はじめに、議事運営についてお諮りいたします。

日程第 1 「訴訟上の和解について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項第 6 号「個人の権利利益を害するおそれがある事項に関すること」に該当するため、日程第 2 「令和 6 年度一般会計補正予算について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項第 3 号「議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関すること」に該当するため、日程第 3 「名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項第 2 号「附属機関等の委員の任命又は委嘱に関すること」に該当するため、非公開にて審議したいと思います。

この場合、傍聴人に配慮し、日程第 4、協議題第 4 号「名古屋市総合計画

2028（案）について」及び日程第5、協議題第5号「中学校スクールランチ調理業務等の入札参加業者に対する公正取引委員会の排除措置命令等について」を先に議題とさせていただき、日程第4、日程第5、日程第1、日程第2、日程第3の順に進めさせていただきたいと思います。

また、会議録につきましても、日程第1及び日程第3につきましても、非公開、日程第2につきましても、議会に上程するまでは非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員）

異議なし。

（坪田教育長）

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、日程第4、協議題第4号「名古屋市総合計画2028（案）について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

（酒井企画経理課長）

企画経理課長の酒井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、「名古屋市総合計画2028（案）」についてご説明をいたします。

本市の次期総合計画として作成中の「名古屋市総合計画2028」は、先日、市の経営会議において案の決定に至りました。

6月18日には、市会の常任委員会であります教育子ども委員会において所管事務調査が行われる予定ですので、今日はその資料につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、お手元の資料を、まずは32ページまで飛んでいただけますでしょうか。PDFファイル32ページですね、左肩には「令和6年度名古屋市教育委員会協議題第4号」とついたもので、「名古屋市総合計画2028（案）」について【施策・事業】がでございます。こちらが所管事務調査で審議される資料ということになります。

この資料とは別に、105ページをご覧くださいませでしょうか。もう一つ資料がございますので、そちらの紹介を先にさせていただきます。行ったり来たりしてすみません。105ページは、「名古屋市総合計画2028（案）」について【総論】というものがございます。真ん中ですね、105ページご覧ください。要はですね、【施策・事業】というものと【総論】というものの同じ案件名で二つの資料があるということになります。

なぜこういうふうになっているかと申しますと、この二つ目の資料ですね、【総論】の方の資料につきましては、他の局の所属する常任委員会で審議される資料について、教育委員会ははじめ他の委員会でも共通して配られる、いわゆ

る参考資料になっております。ですので、今日もお付けした次第でございます。32ページから始まる資料と、105ページから始まる資料が二つございますので、ご覧いただければと思います。審議される内容は、32ページからの資料ということになります。今日はそちらの方の資料を私が説明させていただくものになります。

最後には、またご説明いたしますけど、123ページ、今後のスケジュールが記載してございます。こちらについては後程、私から説明をさせていただきます。

それではですね、32ページの資料ですね、戻っていただきまして、表紙をご覧ください。

所管事務調査における審議対象は、「名古屋市総合計画2028」の中の施策事業、いわゆる各論部分のうちから、さらに教育委員会関係部分のみを抜粋したものになっております。抜粋したものが次のページからになっております。ご覧ください。全体では33ページの資料になります。

なおですね、この目次のページからは、資料本体の最下部にページ番号が振られております。PDFのページ数とこの最下部のページ数とぐちゃぐちゃになってしまうといけませんので、次からは下のページですね、このページですよということで、私の方では申し上げさせていただこうと思います。そちらも併せてご確認をください。

では、1ページご覧ください。ここにはですね、教育委員会が関係する施策の一覧が掲げられてございます。「名古屋市総合計画2028」には、市全体では、42の施策が掲載されておりますが、教育委員会が関係するのは、ご覧の15の施策となっております。

なお、施策の右側に掲載ページと書いてありますが、計画全体の冊子の掲載ページですので、今回の説明する資料とは関連がございません。

次にですね、2ページ、それから3ページをご覧ください。ここから資料に入ってまいります。資料の見方でございますが、施策のページの最初に施策の主な取組を示す施策の柱、それから成果指標ですね。そして、その後には、3ページにいただきますと、現状と課題と掲げるこのような形の構成になっています。

これらのうちに、教育委員会に關係する部分には下線が引いてございます。今回の資料は、他局の施策ですとか、それから事業も全部名古屋市全体で資料になっておりますので、大変分かりにくいものですから、教育委員会の部分だけに下線が引いてございます。ですので、教育子ども委員会の中で審議対象となる、本日ご審議いただく内容はこの下線の部分ということになります。

続いて、4ページをご覧ください。ここからは事業が始まります。各施策には具体的に取り組むそれぞれの事業を掲載しております。事業の名称、そしてその概要、令和5年度末における状況と計画目標を掲げております。

ただ今ご覧いただいているものは、「施策1 人権が尊重され差別や偏見がない社会をつくりまします」における教育委員会関係事業につきましては、「②人権教育の推進」を施策の柱として、4ページにございます「002 学校教育における人権教育の推進」と、「003 社会教育における人権教育の推進」の2事業が掲載されてございます。

なお、今回の資料であります「名古屋市総合計画2028」には、基本的には、3月に策定した「コンパスぷらん（第4期教育振興基本計画）」の事業をすべて掲載してございます。

ただし、一部の事業においては、計画全体における整理の都合上、掲載しないこととした事業もございます。

それでは、5ページをご覧ください。ここからはどんどん施策が進んでまいります。「施策4 地域のつながりを深めることや地域活動を総合的に支援します」でございます。教育委員会関係事業としましては、「②多様な主体による活動の推進」を柱として、7ページにございますとおり、「026 さまざまな団体との連携による地域活動の促進」、「027 学校開放事業の実施」の2事業を掲載してございます。

8ページをご覧ください。「施策9 障害者が自立して安心して暮らせるよう支援します」でございます。教育委員会の関係事業としましては、2ページ飛んでいただきまして、10ページですね、「099 市立大学と連携した発達障害児者への支援」の1事業を掲載してございます。

それから、11ページをご覧ください。「施策10 多文化共生を進めます」でございます。教育委員会の関係事業としましては、13ページまで飛んでください。「109 外国にルーツを持つ児童生徒等への支援の充実」の1事業が掲載してございます。

それから、14ページをご覧ください。「施策12 生涯にわたる学びを通した生きがいづくりを支援します」でございます。教育委員会関係事業は、16ページまで飛んでください。「117 生涯学習センター・女性会館の魅力向上」を始め、19ページまでのご覧の4事業が掲載してございます。

続きまして、20ページをご覧ください。「施策13 出会いや結婚に対する希望がかない、安心して子どもを生み、育てられる環境をつくりまします」でございます。教育委員会関係事業としましては、「②安心して子どもを生み、親として成長することへの支援」、「③子育ての負担感・孤立感の軽減」を柱として、22ページ以降にございますとおり、「125 幼児期の子と親の育ち支援の推進」を始め、24ページまでのご覧の5事業を掲げてございます。

25ページをご覧ください。「施策14 子どもが健やかに育つよう、子ども・家庭を支援します」でございます。教育委員会関係事業としましては、「①子どもの権利を保障し、将来の針路を応援するための取り組み」、「④障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援」を柱として、27ページ以降にござ

いますとおり、「146 主体的な社会の形成への参画」を始め、31ページまでのご覧の5事業を掲載してございます。

続きまして32ページです。「施策15 虐待やいじめから子どもを守り、不登校児童生徒への支援を進めます」でございます。教育委員会関係事業としましては、「②いじめ対策と不登校児童生徒支援の充実」を柱としまして、34ページ以降にございますとおり、「176 いじめ防止対策の推進」を始め、次ページまでのご覧の3事業を掲載してございます。

36ページをご覧ください。「施策16 子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、社会で活躍する力を伸ばします」でございます。この施策は教育委員会の事業が多くを占めておりまして、メインのページとなるページでございます。36ページに掲げております四つの施策の柱に基づき、38ページ以降にございますとおり、「179 『ナゴヤ学びのコンパス』の目指す学びの推進」を始め、50ページまで、26事業が掲げられてございます。

少し飛んでいただきまして51ページご覧ください。「施策19 防災・減災対策を進めるとともに、地域防災力の向上を支援します」でございます。教育委員会関係事業としましては、「①地域防災力の向上」、「③避難対策・避難生活支援の推進」を柱とし、53ページにございますように、「247 学校における防災教育の推進」、「274 学校における避難所機能の強化」の2事業が掲載されてございます。

54ページご覧ください。「施策22 犯罪や交通事故のない、安心・安全な地域づくりを進めます」でございます。教育委員会関係事業としましては、「①犯罪のない地域づくり」、「②交通事故のない地域づくり」を柱としまして、56ページ以降にございますとおり、「290 子どもの安全対策の推進」、「293 安心・安全な学校生活の確保」の2事業を掲載されてございます。

58ページをご覧ください。「施策32 脱炭素社会の実現に向けたまちづくりを進めます」でございます。教育委員会関係事業としましては、60ページにございますように、「396 脱炭素社会に向けた施設の環境整備の推進」の1事業を掲載されてございます。

続きまして、61ページでございます。「施策38 歴史・文化に根ざした魅力向上を図ります」でございます。教育委員会関係事業としましては、63ページ以降にございますように、「449 博物館、蓬左文庫、秀吉清正記念館の魅力向上」を始め、65ページのご覧の5事業を掲載してございます。

それから、66ページをご覧ください。「施策39 観光・M I C Eの推進と情報発信により交流を促進します」でございます。教育委員会関係事業としましては、68ページにございますとおり、「461 科学館の魅力向上」の1事業を掲載しております。

それから、69ページです。「施策40 スポーツを活かしたまちづくりを進めます」でございます。教育委員会関係事業としましては、71ページにござい

すとおり、他局との連携事業としまして「475 アジア・アジアパラ競技大会に向けた機運醸成等に関する本市の取り組み」の1事業を掲載してございます。

以上、教育委員会分として、15施策に渡り、61事業を掲載してございます。

冒頭の資料構成のところでご説明いたしましたとおり、次ページ以降は、計画の総論及び今後のスケジュールに関する資料となっております。総論につきましては、参考資料として、適宜お目通しいただければと思います。

それから、少し飛んでいただきまして、スケジュールのところになります。ページ数で申しますと、123ページご覧ください。「当面のスケジュール（想定）について」でございます。真ん中やや下の点線以降が今後の予定部分となっております。6月18日に教育子ども委員会、所管事務調査がございました。その後に7月1日からパブリックコメントが行われる予定と聞いております。そこでいただいた市民意見を反映した後に、総合計画の策定に関する議案が、その後、市会に上程されると聞いております。

大変簡単ではございますが、以上で資料の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

（坪田教育長）

資料の説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

（中谷委員）

ご説明ありがとうございました。名古屋市のその次の機能、施策に教育委員会の事業を割り当てて概観するという大事な見通しの目次なのかなというふうに思って拝見しました。

施策16で、今ご報告の際にも強調されていた市教委としての一つの主たる事業になると思うんですが、「子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、社会で活躍する力を伸ばします」なんですが、こちらの方がコンパスぷらんに基づいて全体の施策を立てているっていうご説明でしたね。コンパスぷらんっていうのは何年から何年ということなるんでしょうか。

（酒井企画経理課長）

コンパスぷらんと今回の総合計画というのは全く同じ計画年数になっております。つまり、令和6年から6、7、8、9、10の5年間の計画になってございます。合わせていくというふうに捉えていただければよろしいかと思います。

（中谷委員）

令和6年からの5年間で10年までですね。

(酒井企画経理課長)

はい。そうでございます。

(中谷委員)

ありがとうございます。そうすると、ますます確認が必要かなというふうに思うんですが、この①にある「子ども中心の学び」という言葉はあるんですけど、これ説明の中に混じりこんでいるという感じで、コンパスぷらんもしくはナゴヤ学びのコンパスの主たるキーワードは、「子ども中心の学び」を幼児期から青年期まで一貫して大切にしていくということだと思うので、なぜその表紙が「確かな学力」になるのかというのをちょっとお聞きしたいところです。

もっと言いますと、文科省から「確かな学力」というのが出されたのは随分前の話でありまして、今言われているような指導要領の話、個別最適な学びから考えれば、随分前の2003年であるとか、そういった答申になっていると思うんですね。それを看板にして、学びのコンパスのことを説明されてるとすると、ズレがあるんじゃないかなということです。

これからの施策を打っていくときに、「子ども中心の学び」っていうことが中心として打ち出すなら、それが当然あるべきだし、それはむしろ国の施策よりも、名古屋市としてこうしたいんですっていうことを市民に示していくのがこの計画の趣旨ではないでしょうか。

(酒井企画経理課長)

おっしゃること、ごもっともだと思います。今回の施策の16番ですね、「子どもの確かな学力や豊かな心、健やかな体を育み、社会で活躍する力を伸ばします」というのが施策16になっています。

これ全市的な話の中で確定したところではあります。この施策の16というのが、市の決定事項といいますか、施策自体はですね、教育委員会で決めれるものではなくて、全市的な有識者会議ですとかそういったところの中で決まってくる訳です。この中で私ども施策の柱を立てていく形になっております。

(中谷委員)

ラベルは決まっていて、市教委からは特に意見は言えないってことなんですか。

(酒井企画経理課長)

そういうことではないですけど、全市的に施策1から40、全部の施策を決めていく中で、その中で私どもが施策の柱ですとか、これも総務局と一緒に考えていくという形になっていくので、施策の柱を決めるときには、施策の案件名ですとかそういったところと連動してきてしまうのかなというところもあると

思います。

コンパスぷらんの内容につきましては、当然38ページ以降に掲げられますとおり、事業内容のところではコンパスぷらんからはじめ、イノベーション、一貫教育はじめ、そういったところが反映されると。私どもとしてはこういうところで反映していくという形になってるのかなと考えております。

（中谷委員）

これからこのパブリックコメントを紹介して、全体的な議論の後に決定するということですね、説明としては。なので、ここで意見を今求められてる場なのかなと思って伺ったんですけれど。意見としてそういうことがあるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょう。

（酒井企画経理課長）

今日の場合ですけれども、市会の教育子ども委員会の中で、この資料が議論されると。そのために、教育委員の皆さまにも、こういった資料が市会に出るということを、私共説明する場だと思っております。

もちろんですね、教育委員の皆さまからいただいた意見というのは、私ども反映させるようにいたしまして、これから議論に臨んでいくと、こういう形になってございます。私どもとしては、市会にはこのような内容で提出はさせていただきますけど、この後、パブリックコメントですとか、市の中の議論を踏まえて、適宜修正があれば修正したうえで、例えば、早ければ9月定例会に臨んで議会の議決をいただく。こんな流れになってございます。

（中谷委員）

9月定例会の前にもう一度、市教委でというか、教育委員で検討する場はあるんですか。

（酒井企画経理課長）

議案としては、総務局の議案になる訳です。私どもの議案ではなく総務局の議案になるので、もちろん指定されれば別ですけれども、これを持ってきてほしいとか意見が言いたいとかいろいろあれば別ですけれども、通常の流れでいきますと9月定例会は総務局の議案になりますので、私どもから議案を上程するとか、教育委員会の場に議案を上程するですとか、そういったことは取り立てて考えてはございません。

（中谷委員）

この場でしか意見が言えないなら、私としては、強くそのことを主張します。なので、ぜひそのことも報告していただきたいと。パブリックコメントを

含めた後どうなりましたもないと、こういうふうなことを上げますよだけでは、せっかく議論してる意味がないんじゃないんですか。

(酒井企画経理課長)

おっしゃるとおりだと思います。今の話で、パブリックコメントを受けた後に、例えば市民からどんな意見が出たですとか、そういったことも含めてまたご報告させていただければと思います。もちろん、市会の中でどんな意見が出たですとか、それを含めて、6月18日に市会が終わり、その後7月1日からパブリックコメント、そのときにもどんな意見が出たですとか、そういったことも含めて、またご報告させていただければと思います。

(中谷委員)

恐らくこういう議題は、こちらの委員として意見を述べるべき議題であると理解してますし、それが市教委としての施策なので、反映する機会がやっぱりあるべきだと思いますので、それも含めて紹介していただきたいと。こういうことがありました、併せて何かご意見あればという形で言っていただくと分かりやすいかなと思います。まずは、今のことは私としての意見です。よろしくお願いします。

(坪田教育長)

またちょっと別途時間も別に設けてちゃんと議論したほうが良いような気がしますけどね。並行してずっと直していけるんだったら市会にかけてまたそれを踏まえてやっていくとかね。

今も中谷委員から重要なご指摘だったと思います。「確かな学力」って文科省も旗を下げているってことはなくて、ずっと生きているんですね。目指すところは、実は変わらないけれども、手法とか子ども観とか学力観を今変えてきたり、多様な学び方を推奨しているから、個別最適な学び、協働的な学びって言っているんで。いわゆる知徳体と言われているようなこと、心豊かでたくましく生きる力を持った人間を育むってというような、平成の初めに言われたことは実は下ろしてない。

(中谷委員)

でも、そういう意味で言うと生きる力から始まってますよね。もう生きる力でもいいはずなのに、それがこうなるのもおかしいし、あえて時代を30年ぐらい飛ばしてしまうのはどういうことかなということです。

(坪田教育長)

というような議論が実はいろんなものをちょっとエビデンスも含めて議論し

ないと、我々の持っている情報で皆ちょっとずれているところもあるので、これはちゃんと国の出した答申とかを確認しながら、うちのコンパスとかも確認しながら、どの用語がいいのかっていう、ちゃんと選んでいかなきゃいけない言葉になると思いますので、そこはまた別途時間がいるのかなという気がしました。

(粟生委員)

すみません。実は総合計画の委員でありまして、今中谷委員のご指摘いただいたところは、確におっしゃるとおりで、名古屋市の教育方針と少しちょっとずれているっていうふうに捉えられかねないなと思いますので、パブリックコメントの後もう一度総合計画で最終議論する場があるので、そこで私の方からも意見は申し上げることができるので、施策16の①番ですよね。

(中谷委員)

そうです。

(粟生委員)

おっしゃるとおり、せっかくスクールイノベーション、学びのコンパスっていうのをちゃんと注釈に書いていただいている、教育に詳しくない方も見たときに名古屋市では既に施策としてやっているなってことはわかると思うんですけども、一方でこの施策の柱の①のところから「確かな学力」ってきていると全く逆説的にも読み取れるというふうなことはおっしゃるとおりだと思うので、お話させていただきます。

実は、デジタル・グローバルのところは私の方で意見して入れさせてもらったこれ②番の項目なんです。なので、そういう意味ではまだチャンスはあるとは思っていますので、所轄違うといえども、ほとんど、結構、この教育に関わるところが総合計画の内容でもボリュームが大きいと思うので、お話ちゃんと伝えさせていただきたいと思います。

ちょっと私から質問していいでしょうか。

(坪田教育長)

はい。どうぞ。

(粟生委員)

32ページの表記なんですけども、先ほど2028年の総合計画なので、令和10年が目標のゴールだというふうにおっしゃってたんですけども、32ページ拝見すると、例えば、目標値が「令和9年度」と書いてあるのは、これどういう差異なんですか。

(酒井企画経理課長)

まず、これらの目標値は、すべてコンパスぷらんと連動しておるものでございます。コンパスぷらんの内容に従って、こういった目標値ですとか、計画目標が定められているということをまずご説明させていただきます。

令和10年が計画期間なんですけれども、他の計画ですとかで、例えば令和9年が目標値になっていたりですとか、令和12年が目標値になっていたりですとか、他の計画との整合性も図らなければいけませんので、他の計画でそういうものが目標になっているものについては、令和10が決まりではなくて、ずれているものをやむを得なしということで、作らせていただいている部分がございます。

(栗生委員)

なるほど。よく理解できました。

最後にちょっと細かい指摘なんですけど、この32ページの図を見ると、目標値小85%、中90%ってこれは小学校と中学校を表わしているというのは、我々は分かるんですけど、これスペースの問題なのかなちょっとわからないですけど、小・中というふうに略してあるところもちょっと気になります。やっぱり初めて見たときに、小・中分かると思うんですけども、なぜここをあえて小学校・中学校で表示していないのかがちょっと気になりました。

(酒井企画経理課長)

ありがとうございます。冊子にするときにちょっと考えさせてください。すみません。

(坪田教育長)

栗生委員には、総合計画とのいろいろ繋ぎをやっていただいているということで、重要なミッションをすみません、担っていただいております。ありがとうございます。

(栗生委員)

ほとんどが教育の話になりがちなんですよね。脱炭素のところも学校にまで入ってきてますよね。

(中谷委員)

でもこれ元々やっぱり市教委の所管なので、市教委として練ってから栗生委員に推していただくってことですよね。

(坪田教育長)

もちろん。

(栗生委員)

はい、おっしゃるとおりです。

(中谷委員)

お願いします。その趣旨がここに反映されていないかなっていうちょっと残念なところが。

(栗生委員)

ちなみに、総合計画の議論の場って教育委員会の担当の方って出席されてらっしゃるんですか。あれ皆さん総務局の方なんですかね。

(酒井企画経理課長)

有識者会議のことだと思うんですけども、私どもも後ろに控えてございます。

(栗生委員)

承知しました。公にお願いします。

(水野委員)

ということは、資料拝見しながら様々疑問に思うところがあったんですが、あまり今日この場で、細かいやりとりをしても、あまり意味がなく、後々にお話をした方がいいことなんですかね。

(坪田教育長)

そうですね。ここでも大きな捉えどころは言っていた方がいいし、詳細な各事業の話は、また別にご意見を寄せていただくと。別にこの会議の場だけがあれではなくて、普段から企画経理課長なりにいろいろご指導をいただければと、各委員からですね、ということでもよろしいかと思います。

(水野委員)

わかりました。成果指標、これは基本的に何か有り物に基づいて、数値化されているということなんでしょうか。

(酒井企画経理課長)

おっしゃるとおりです。

(水野委員)

例えば、「将来の夢や目標を持っている子どもの割合」というような指標があるんですが、こういうものも、もう既に出ている指標ということなんですか。

(酒井企画経理課長)

はい。そうですね。

(水野委員)

例えば、ドリームキラーといいますか、夢や目標を持っていないといけないみたいな、多分そういった議論も恐らくあったんですよね。そういうやりとりを経て、ここに至っているということなんですか。

(酒井企画経理課長)

一言で言うと、そういういろいろな議論があった中で、こういう目標を私どもとして立てさせていただいているとそういうことです。

(水野委員)

ということは、それに関連するようなところは、あまりここでやりとりをしてもあまり意味がなさそうなあれですね。

個人的には、もうちょっと他に言い回しがないものなのかなと思って。夢や目標を持っていないといけない、持つことが正しくて持っていないことが、という話になってしまうんじゃないかなという。夢や目標持っていないくたっていいんだよという、そういうステップがあるんじゃないかなというふうに思いまして。ただもう、その議論は一通り済んでいるってことですか。

(坪田教育長)

そうですね。昨年の5か年計画を作成したときに目標設定は一つ一つやっていった中で、いろいろな議論、心配事とかはありながら、誤解を受けないようにしながら出してこうねっていうそういう現場との理解で作られておるものであります。

ただし、今後また発信する際に、さらに誤解をより受けないようにするとかですね、そういう配慮の言葉遣いはあるのかもしれませんが。

(水野委員)

なるほど、わかりました。もう一つだけついでによろしいですか。施策38「歴史・文化に根差した魅力向上」というところ、これ恐らく4月定例会の文

化財保存活用地域計画に関係するところだと思うんですが、これが基本的に教育委員会の共管にはなっていないんですね。教育委員会のみの管轄ということになるのでしょうか。

（酒井企画経理課長）

61ページをご覧くださいと、施策の38がございます。それ以降には事業がございますので、ここに書いてある内容につきましては、すべて、最初の例えば①のところは名古屋城云々かんぬんってありますけれども、そこは下線が引いてない部分になります。下線が引いてない部分は教育委員会ではなくて、他局の事業ということになりまして、下線が引いてある部分につきましては、教育委員会が担当するもの、こういうふうに理解いただければと思います。

63ページ以降の事業につきましては、「【教育委員会】」と書いてございますので、ここは私どもの担当する部分ということになります。

（水野委員）

そうすると「454 文化財の保存活用の推進」というところですよ。これは、その文化財保存活用ということですけども、保存活用地域計画のことは念頭に置かれていない、そんなことないですね、現況のところに書いてありますね。何となく観光行政も一緒に推進するのかなと思っていたので、教育委員会単独で推進するというふうに。せつかく保存活用地域計画というふうに謳って、総合的に一体的に取り組んでいこう、地域振興に生かしていこうという取組だと思っていたんですが、教育委員会の取組だけということになったのでしょうか。要は、文化財として指定されたものも、未指定のものも、一体的に活用していくことを考えていきたいと思いますというような計画でしたよね。

（酒井企画経理課長）

文化財につきましては、64ページのところですね、上の「454 文化財の保存活用の推進」という欄が、教育委員会の担当する事業の欄になります。

教育委員会の文化財に関するスタンスは、もちろん保存というのは大事なんですけども、活用というところも文化財の一つの方策、これから将来を見据えた形としては捉えております。ですので、文化財の保存活用計画みたいな形で私どもは考えております。もちろん、教育委員会だけではなくて、観光文化交流局とかと連携しながら事業を進めていくというのが、名古屋市教育委員会の基本スタンスかなと思っています。

（水野委員）

未指定文化財も含めた地域の文化財の総合的な一体的な保存活用というところがキーワードになっていたと思うので、ぜひ観光行政とも連携するとより地域

の特性を生かした地域振興に繋がるというふうに思いますので、ぜひ。ここに教育委員会のみだったものですから、気になって話題にさせていただきました。

(坪田教育長)

では、よろしいでしょうか。こういう場に限らず、普段からの教育委員の皆さまには我々事務局はですね、指導監督を受ける立場にございますので、常々ご意見とかお気づきのところをいただければ、ご説明もしますし、いろいろと修正案などについても一緒に協議をさせていただきますので、ちょっとロングランな話になってきますけれども、この計画策定よろしくお願ひしたいと思ひます。

ということを踏まえてですね、協議題第4号「名古屋市総合計画2028（案）について」はそのように進めてまいりたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(坪田教育長)

それでは、日程第5、協議題第5号「中学校スクールランチ調理業務等の入札参加業者に対する公正取引委員会の排除措置命令等について」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(水谷学校保健課長)

PDFデータで124ページをご覧ください。こちらですね、5月22日に公正取引委員会から排除措置命令が出ましたので、それにまつわる内容とですね、本市の対応についてご説明をさせていただきたいと思っております。

こちらは、昨年1月の中旬にですね、公正取引委員会が関連業者の立ち入り検査を始めておりまして、1年と数ヶ月を経て、このような措置命令が出たということでございます。

措置命令の内容につきましては、2にありますように、公正取引委員会としては、独占禁止法違反、不当な取引制限ということで、日本ゼネラルフード株式会社など、次の8社を違反事業者として認定をしております。下に「○」と「・」が打っており、「・」が2つありますが、コンパスグループ・ジャパンさんとサンフードさんですね、令和2年4月1日にコンパスグループ・ジャパンが吸収合併をしております、実質は7社ということでございます。

処分につきましては、1枚はねていただきまして、125ページ横長の資料でございますけれども、こちら公正取引委員会が作成した資料でございますが、違反事業者の一覧ということでございます。一番下に書いてありますコンパスグループにつきましては、排除措置命令や課徴金減免制度の枠免除となっておりまして、残り6社につきましては、排除措置命令と課徴金がですね、一部の業者については減免制度がございますけれども、そこに書いた金額が課せられたと

いうことでございます。

1枚戻っていただきまして、124ページをお願いいたします。これを踏まえまして、私ども名古屋市には指名停止要綱というものがございます。財政局契約部の方が所管をしておりますけれども、同日付で指名停止を財政課の方が行っております。それにつきましては、資料3枚飛ばしていただきまして、127ページになりますが、指名停止措置ということでございます。具体的な期間中はこのようなことができないということが127ページに書いてございまして、次のページ128ページには、先ほど申し上げました排除措置命令の免除を受けている業者、あるいはリニエンシーということで、課徴金減免制度を受けた業者につきましては、原則としては10か月の指名停止期間でございますので、上に書いてある魚国、ミツオ、メーキューにつきましては、それらが該当しておりませんので、10か月ということでございますが、残りの4社につきましては、その2分の1の期間とするという定めがございますので、5ヶ月の措置ということで処分がされたものでございます。

また、126ページへお戻りください。また今後ですね、談合等その他の不正に関する特約条項というものがございまして、原則として受注者の方は契約金額に100分の20、2割ということになりますが、乗じて得た賠償金を名古屋市契約規則に定める利息を付して支払うことに今後なっていくという予定でございます。

なお、今回の処分はスクールランチ調理業務自体に課題があるというご指摘でありませんので、これを今後名古屋市のスクールランチ提供を止めるという訳ではないと思っておりますので、引き続き現行業者に調理業務を行っていただいているところでございます。

私の方からはご説明以上でございます。

(坪田教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問あればお願いします。

(鎌田委員)

少し長くなるかもしれませんが、何点か指摘させていただきたいと思います。

私は談合にですね、強い嫌悪感を持っておりまして、その立場からですね、今までも事ある度に、その建設業務とか、色々なところでこの談合が起こらないようお願いしたいというふうなことを申し上げてきた、そういう立場にあります。

日本経済に失われた30年と言われてますけども、今回、学校給食での談合というのは初めてのようではありますがけれども、他にもいろいろな業界で談合が行われておりましてですね、それが経済衰退の一つの要因にはなってるんじゃないかというふうに思うわけでありまして、それがこの教育委員会の関与する

ところで起こって、それは公正取引委員会から指弾を受ける、指摘をされると、そういうふうな状況になってしまったということで、非常に残念に思っております。

私の理解としてですね、今回は談合というか、事実上、同じ業者間で7年の長きに亘って、1社だけが予定価格を下回って、それ以外の会社は予定価格を上回ってきた。その予定価格を下回ったところだけが落札したと、そういうふうな理解でよろしいですか。

（水谷学校保健課長）

今回対象となっております入札の中ではですね、今おっしゃっていただいた1社のみが予定価格を下回った入札結果が多いは多いですけども、いくつかの入札におきましては、それ以外の業者も予定価格を下回っている例はございます。

（鎌田委員）

はい。では、1社だけということではないということでありますけれども、いずれにしましてもですね、これ予定価格を下回っている会社の数が少ないということは、予定価格を業者側が事前に知らされていたというふうに推察される訳でありまして、ということは、教育委員会からその予定落札価格を連絡していた、伝えていたというふうに思われるんですけど、この点いかがですか。

（水谷学校保健課長）

今回実施をしておる年度につきましては、指名競争入札、あるいは令和4年度から一般競争入札になっておりますが、いずれも予定価格の公表は事前にはしておりませんので、そのようなことはございませんし、中にはですね、実際の入札不調になっているケースもかなりございますので、入札予定価格を業者の方があらかじめ知って、それに伴って価格を設定したというふうには考えにくいんじゃないかというふうに思っております。

（鎌田委員）

しかし、不調に終わっても結局は何回か入札のやり直しをして、1社だけがその予定価格を、まあ1社か2社か知りませんが、予定価格を下回って落札したとそういうことでよろしいですか。

（水谷学校保健課長）

はい。そのとおりでございます。

(鎌田委員)

ということはですね、これは談合としてはですね、非常に初歩的な談合のやり方ではないかというふうに私は思います。といいますのは、これもう見破るのがですね、非常に簡単。もう暴いてください、捕まえてくださいと言いたいような、そんなような談合の仕方をしているように思います。従って、それを見てですね、それを放置してきたというのがですね、これは教育委員会側にも責任があるのではないかというふうに私は思います。

また、今回、一定期間の応札禁止という処置にしましたということですが、これはですね、談合をした会社というのは、それぞれ話し合いをすればですね、やはりその長いこと応札できない、そういった会社には短い禁止期間の会社が後で援助してあげるということで、落札の順番を変えるというふうなことをすればですね、なんとでもなってしまう。ほとんど実効性のない処分ではないかというふうに私には思えてしまいます。

今回これを受けて、応札禁止期間を設けましたと。市の規定によって、そういうのを設けましたということなんですけれども、果たしてそれだけでいいのかと。教育委員会として、例えば、談合特別委員会とかそういうのを設置して、そこには第三者の目を入れるとかですね、そういうふうな形で談合を一切させないということとはできないものかと、そういうことを検討されたんでしょうか。

公取から指摘されてないから、業者には処分するけれども、教育委員会の部署、職員に関しては処分しないというふうに私は理解しましたがけれども、果たしてそれで市民が納得するかどうか。私、一市民としてとてもじゃないですけど納得できません。市の税金、公金を扱ってるという気持ちがその担当部署にあるのかどうかと。もしあれば、ほとんどのケースにおいて1社だけが予定価格を下回っていると。これ一般的に誰が考えたって、その数字を知らされてるというふうに思われても致し方ないぐらいのことだと思うんですけども。談合以外なものでもない、そういうことがずっと行われてきたと。これは、一緒になってやってるのか、あるいは、見て見ぬふりをしてきているのか分かりませんが、そうでないと言うなら余程の節穴。談合撲滅委員会みたいなもの作ったらですね、もう一発で分かる。そういうことではないかというふうに思うんですけども。

従って、何となくですね、今回の対応を見てましても、今までの他の県でもそうですけど、どうも身内を守る、組織防衛、臭い物に蓋、そういう長年続いてきた悪しき慣行が今回も働いてしまったんじゃないかという印象を私は受けてしまいました。

今まで何度も、市民目線、子どもファースト、透明性と公平性ということをお願いしてきています。その立場から見てですね、非常に残念で、公取からその担当部署の処分が必要と言われてないから処分しませんというふうなことかもしれないですけども、それはおかしい。一々公取の人がですね、どこど

この部署の人とこの人は、このぐらいのこういう処分しなさいなんてこと言うはずがないと思うんですよ。しかし実際によく調べれば、よく見ていれば、談合だということが多分分かった。その状態にも関わらず、それを放置してきたことの責任というのは一体どこにあるんだと。公取からそういう指弾を受けて、教育委員会として自浄作用が働かせられないのかと。おかしいんじゃないかというふうに私は思います。

これもう7年前からそういうことであれば、同じようにやってるのであればですね、非常に一般的には容易にこの談合してるということが分かる、そういうことになると思いますので、そういう観点からは、これ7年前に遡って、その担当部署の処分ということについて、これは教育長にぜひご検討をお願いしたいというふうに私は思います。以上です。

（木村総務部長）

鎌田委員の企業経営者としての視点ですね。色々厳しいご指摘ありがとうございます。また、談合見抜く術というのがあるということで、そういった教えも乞うてまいりたいと思っております。

職員の処分でございますけれども、業務に関わる職員が責任を負うというのは当然のことでございます、ただその責任の負い方というか、贖い方というのは、やはり場合分けが必要になってくるかなと考えております。

もちろん、場合によっては、懲戒処分に発展するケースもございますし、途中で話題になりました予定価格の漏えいなんていうものは、まさにそういった範疇に入ってくるかなと思います。もし、それが行われていれば。それ以外の範疇でございましたら、それでもやはり関係する職員に責任があるということでございますけれども、その責任の贖い方というか果たし方というのは、もしかしたらこのスクールランチの入札に至る仕様であるとか、そもそも業者に求める水準であるとか、我々が提供した条件の中に、もしかしたら談合を誘発するようなものが有ったのか、無かったのか。そういうのを解き明かしてですね、将来に向かって、もし、我々の提示した条件の中にそういったものがあつたのであれば、改善が必要で、その改善を全うする。そういう意味での責任があると、そういうふうに考えております。

懲戒処分に発展する責任でございますけれども、私の経験や関係する法令等から紐解いてみるとですね、やはり法令への違反、行うべき行為を行っていないとか、行ってはいけないことを行っている。先ほどの予定価格漏えいのように、法令の違反がまず一つの観点であるかなと考えております。

それからもう一つは、故意とか過失の程度ですね。故意とか過失があつたり、さらにもう一つ、重大な過失というのがございます。ほとんど故意に近いという過失は、重大な過失と呼ばれたりしますが、そういったものが関係職員にあつたのかと。そういったフィルターを通してですね、緻密に懲戒処分のス

キームというのは法令、法律、条例、あるいは我々の持っている基準で、言ってみれば蜘蛛の網のように巡らされておりますので、これに少しでも触れた職員がおったのかどうかというのは、シビアに、当然ですけれども問うていきたいと。そこに振れた職員がいたというのであれば、容赦なく懲戒処分を検討をすべきだというふうに考えております。

（鎌田委員）

もう一つよろしいですか。この定例会の前にですね、事前説明会というのがあって、同じメンバーで同じように集まって、議題を議論する。どういう議題かということで説明を受けるという機会があるわけですが、事前説明会が今回先週行われたその前に、議題について、本件について、情報をいただいたもんですから、今申し上げたようなことに、それほど詳しくはないんですが、私としては非常に不安ですというふうなことは申し上げて。そしたら、事前説明会ではそれが議題に取り上げられてなかったんですね。これは、事前説明会で取り上げられないとですね、今日のような定例会議で取り上げないということになるのではないかというふうに一般的に思われるわけで。一般的と言いますか、そういう流れになっていると思うんですが。事前説明会の前に指摘しているにもかかわらず、事前の説明会でも取り上げない。そこで、定例会議で取り上げようが取り上げまいと私は発言しますよと言って、これ今回協議題として挙がってきたということですね、この本件に対する、教育委員会事務局の取り上げ方に私は非常に不満があります。

なんか本当に臭いものには蓋と言いますかですね、身内をかばって、なんとか抑えてくださいと、そんなような印象を受けるんですね。こういうその体質、本当に役所の一番いけない体質ではないか、一番いけない側面の一つではないかというふうに思うんですが、こういうのを見てしまってですね、非常に私は残念に思います。非常に不満です。一言申し上げたくて申し上げました。以上です。

（坪田教育長）

ありがとうございます。議案の設定については、従前は本当に必要最低限のものだけ挙げるという雰囲気があったのを、私がこの協議会をこの中に入れたり、非常に物事を議論しやすいことにはしているんですが、まだそういう意味ではちょっと、チェックが足りない部分があるのかもしれませんが、実際に事前説明会で言ってもらったからこそ、こういう形にもできるという面もあるので、もっと幅広にいろいろな議題についても意見を聞いていくことが必要かなと。

我々も常にアンテナを高くして感度良くやっていないといけないかなと思って反省しますので、今後は、しっかりと重要なことや、世の中で注目を浴び

ること、市民の皆さまのご関心のあることは積極的に皆さまにご報告し、ご議論していただくようにしていきたいというふうに思っています。

先ほどのことは、総務部長も言いましたけども、色々と事実関係をちゃんと整理する必要があるなと思いますので、そういうことで事務局の方で引き取らせていただいてということにさせていただきます。

(鎌田委員)

はい、わかりました。

(坪田教育長)

他いかがでしょうか、よろしいでしょうか。

鎌田委員の方から、非常に重要なご指摘を受けましたので、我々もそれを踏まえてですね、これからこの件に限らず、全般のこととしてやらないといけないと思いますので、市全体ですね、そういうことをしているセクションともちゃんと連携・連動しながらやっていくことも必要かと思いますので、いろいろ肝に銘じてやっていく必要があるということでもあります。

それでは、本件、協議題第5号につきましては、いただいたご意見をしっかりと受けとめて、前へ進めてまいりたいというふうに思います。

さて、日程第1から日程第3の議事は非公開となりますので、傍聴人の方々は、ご退席いただければというふうに思います。

日程第1から第3は非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後4時24分終了